

議題1 小城市地域公共交通会議、小城市地域活性化協議会委員の変更について

令和8年5月25日

目的 現行計画の課題認識の拡張に伴い、委員構成の見直しを行う。

現行計画においては、高齢者の移動ニーズへの対応が中心となっているが、免許未取得者や学生、子育て世代など、自家用車を利用しない又は利用できない多様な住民の移動ニーズへの対応も重要となっている。

今後は、自家用車に依存しない移動手段の確保という観点から、対象を高齢者に限定せず、地域住民全体の移動ニーズを捉えた計画とする必要がある。

こうした多様なニーズに対応するため、会議構成を踏まえた見直しを行う

変更概要 委員数は25名のままとし、構成の見直しを行う

(小城市公共交通会議条例により委員数は25名以内)

変更① 佐賀県バスタクシー協会がバス協会とタクシー協会に分離したため、両組織から委員を選出する

変更② スクールバスに関するルートの議題等も増えている。組織に保護者の枠組を追加するため小城市 PTA から選出。また、通学における公共交通の利用実態を踏まえ、高校生の移動ニーズを把握するため高校を追加
いずれも、条例第3条第2項第1号『住民又はバス等の利用者』として位置づける

変更③ 小城商工会議所を削る。

小城商工会議所と小城商工会はいずれも地域経済・事業者を代表する団体であるが、商工系の団体として1団体に絞ることで構成員全体のバランスを図る。

変更④ 総務部長、福祉部長、教育部長については委員ではなく事務局とする。

意思決定の迅速化および会議の効率化の観点から、委員ではなく事務局として位置づける。ほかの市職員部長級についても、議題によりオブザーブ参加とする

変更日 令和8年5月25日(月)

参考1 新旧対照表

小城市地域公共交通会議、小城市地域公共交通活性化協議会のメンバーはほぼ同じ

条例又は規約で規定	現在	変更後(案)
「市長又はその指名する者」	市長、副市長 <u>福祉部長、市民部長、教育部長</u>	市長、副市長
「現に自家用有償旅客運送を行っている者」	小城タクシー代表取締役 橋間自動車代表取締役	小城タクシー代表取締役 橋間自動車代表取締役
「一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員」	昭和自動車 部長 <u>佐賀県バスタクシー協会</u>	昭和自動車 部長 <u>佐賀県バス協会</u> <u>佐賀県タクシー協会</u>
「一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体又は運転手」	小城タクシー運転手	小城タクシー運転手
「道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者」 「関係する公安委員会」	市建設部長 県土木事務所長 国道事務所長 県地域交流部交通政策課 小城警察署交通課長	市建設部長 県土木事務所長 国道事務所長 県地域交流部交通政策課 小城警察署交通課長
「佐賀運輸支局長又はその指名する者」	佐賀運輸支局	佐賀運輸支局
「住民またはバス等の利用者」	各町区長 小城市老人クラブ連合会 小城市地域婦人連絡協議会 小城市民生委員児童委員協議会 小城市社会福祉協議会 <u>小城商工会議所</u> 小城商工会	各町区長 小城市老人クラブ連合会 小城市地域婦人連絡協議会 小城市民生委員児童委員協議会 小城市社会福祉協議会 小城商工会 <u>小城市 PTA 連絡協議会</u> <u>牛津高校校長</u> <u>小城高校校長</u>

※福祉部長、市民部長、教育部長、学校教育担当部長は事務局として意見が出た場合は質疑対応

参考2

小城市地域公共交通会議条例

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 住民又はバス等の利用者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員
- (3) 佐賀運輸支局長又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体又は運転手
- (5) 現に自家用有償旅客運送を行っている者
- (6) 市長又はその指名する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(令6条例9・一部改正)

小城市地域公共交通活性化協議会規約

(組織)

第4条 協議会は、法第6条第2項に規定された委員(以下「委員」という。)をもって組織する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(協議会)

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下この章において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会
- 四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者